

クレジット産業における
個人情報保護・利用に関する自主ルール
(平成13年3月28日制定)

目 次

第1部 目的及び定義(第1条～第2条)

第2部 与信業者等に関する自主ルール

第1章 個人情報保護のための措置(第3条～第7条)

第2章 個人情報の適正管理(第8条～第10条)

第3章 個人情報の利用促進のための措置(第11条～第12条)

第4章 その他(第13条～第15条)

第3部 個人情報情報機関に関する自主ルール

第1章 個人情報情報機関の運営のための措置(第16条～第19条)

第2章 個人情報保護のための措置(第20条～第23条)

第3章 個人情報の適正管理(第24条～第26条)

第4章 個人情報情報機関の適正な業務運営のための措置(第27条)

第5章 個人情報の適正な利用・登録促進のための措置(第28条)

第6章 その他(第29条)

第4部 自主ルールの実効性確保(第30条～第35条)

第5部 その他(第36条～第38条)

附 則

第1部 目的及び定義

(目的)

第1条 クレジット産業における個人情報保護・利用に関する自主ルール(以下「自主ルール」という)は、関連法令等を遵守しつつ、与信業者及び与信業者に準ずる者(以下「与信業者等」という)並びに個人情報情報機関が、取扱う個人情報情報の適切な保護と利用等を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本自主ルールにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1)個人情報

与信行為の流れの中で、当該個人を識別できる情報及びその情報と一体となって情報主体の返済能力・支払能力を判断することを目的として収集・保有・利用される情報(電算処理だけでなく、ファイリング処理されたマニュアル情報も含まれる)をいう。

(2)個人情報情報機関

与信業者等から個人情報情報の提供を受け、並びに一般公開情報から個人情報情報に係る情報を収集し、加盟業者のために提供を行う者をいう。

(3)販売信用取引等

消費者に対して商品の販売、サービスの提供を行うに際して、対価の支払いを繰り延べるために与えられる信用取引、並びに消費者に対する金銭の貸付け、これらに基づく保証委託契約等をいう。

(4)与信業者

販売信用取引等に関する信用供与を行う者(販売信用取引等を行っているにもかかわらず、与信業務並びに回収業務を第三者へ委託している者を含む)をいう。

(5)与信業者に準ずる者

販売信用取引等に係る業務の一部を委託されている者をいう。

(6)与信業者等

上記(4)(5)の与信業者及び与信業者に準ずる者を総称していう。

(7)業務受託業者

与信業者等から、当該与信業者等の業務に関連する処理を委託される者をいう。

(8)利用

与信業者等が自社内で個人情報情報を処理することをいう。

(9)提供

与信業者等が自社外の者に自ら保有する個人情報情報を利用可能にすることをいう。

(10)預託

与信業者等が外部に情報処理を委託するなどのために、自ら保有する個人信用情報を預けることをいう。

第2部 与信業者等に関する自主ルール

第1章 個人信用情報保護のための措置

(収集範囲の制限)

- 第3条 1. 個人信用情報の収集は、与信業者の販売信用取引等に係る事業の範囲内に限るものとする。
2. ハイリーセンシティブ情報（人種、信教、政治的見解、保健医療、犯歴等個人の機微に深く関わる情報）や本人識別情報でプライバシーの侵害のおそれがある情報（戸籍等）の収集・蓄積は、与信目的であっても、原則として禁止する。

(利用・提供の制限)

- 第4条 個人信用情報の利用・提供は、収集目的の範囲内で行うものとする。

(情報主体からの同意の取得)

- 第5条 1. 与信業者等は、個人信用情報の収集、利用、提供にあたり情報主体から書面等により明示的に同意を得ることとする。
- ただし、不特定多数の者に対して公開されている情報について、収集、利用する場合はこの限りではない。
2. 第3条（収集範囲の制限）本文1.に基づき、与信業者が与信申込者（情報主体）から申込書等により個人信用情報を収集する場合には、次の事項が記載された約款等をもって、明示的に同意を取得しておくものとする。
- (1) 当該与信業者が与信業務目的に利用すること
 - (2) 当該与信業者の加盟する個人信用情報機関へ与信申込者の個人信用情報を提供し、申込情報を含む個人信用情報が個人信用情報機関に登録されること
 - (3) 当該与信業者の加盟する個人信用情報機関の名称・住所・連絡先、業務内容、登録される情報の内容と登録される期間等
3. 与信業者等が上記2.の約款等をもって明示的に同意を取得するに際しては、次の事項も申込約款等に明示しておくものとする。
- (1) 情報主体の個人信用情報が与信業者の与信枠の見直し、与信後の管理以外の業務目的に利用される場合はその旨
 - (2) 情報主体の個人信用情報が与信業者が加盟する個人信用情報機関に提供され、当該個人信用情報機関と提携する他の個人信用情報機関に加盟する他の与信業者に利用される場合はその旨

- (3) 情報主体の個人信用情報に対する開示請求、訂正及び削除の請求ができること
- (4) 書面等により個人信用情報の提供に関する明示的な同意を得た範囲内で、与信業者以外の第三者に提供される場合でも、提供前の時点であれば、法令等に位置付けられた個人信用情報機関を除き当該個人信用情報の提供を中止できる旨の申出の機会があること
- (5) 書面等により個人信用情報の利用に関する明示的な同意を得た範囲内で、与信業者が当該情報を既に利用している場合であっても、当該個人信用情報の与信枠の見直し、与信後の管理以外の業務目的の利用を中止できる旨の申出の機会があること

(預託等に関する措置)

- 第 6 条 1 . 与信業者が、収集した個人信用情報の情報処理等を委託する等のために個人信用情報を外部に預託する場合には、十分な管理体制を持っている者を選定し、当該受託者との契約により、管理者の指示の遵守、個人信用情報に関する秘密の保持、目的外利用の禁止、提供の禁止及び事故時の責任分担等を合意しておくものとする。
- 2 . 個人信用情報が当該受託者等から漏洩した場合は、その原因究明等に遅滞なく着手し、その再発防止策を講ずるものとする。

(情報主体の権利確保 (自己情報に関する開示・訂正・削除))

- 第 7 条 1 . 与信業者は情報主体から自己の個人信用情報について開示を求められた場合には、これに応じなければならない。
- 2 . 開示の結果、訂正又は削除を求められた場合には、速やかに調査し対応するものとする。

第 2 章 個人信用情報の適正管理

(個人信用情報の適正管理)

- 第 8 条 1 . 与信業者等が保有する個人信用情報は、利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。
- 2 . 与信業者等は、収集した個人信用情報の漏洩等を防止し、個人信用情報を適正に管理するための社内規程を定め漏洩等の防止に努めるものとする。

(個人信用情報管理責任者の設置等)

- 第 9 条 1 . 与信業者等は、本自主ルールの内容を理解し、実践する能力のある者を個人信用情報管理責任者として設置し、個人信用情報の管理責任者としての業務を行わせるものとする。

2. 与信業者等は情報主体に対して個人信用情報管理責任者の氏名又は職名、所属及び連絡先を申込書等により通知するものとする。

(漏洩等の早期発見と抑止)

- 第10条 1. 与信業者等は、個人信用情報への不当なアクセス又は紛失・破壊・改ざん・漏洩等の危険防止のために十分な安全対策を図らなければならない。
2. 与信業者等は、漏洩等の早期発見への対処、並びに漏洩等の未然防止への対処を行うため、与信業者内における教育指導(体制)・管理体制・責任体制の確立を図るものとする。

第3章 個人信用情報の利用促進のための措置

(個人信用情報機関への照会)

- 第11条 与信業者は、適正な与信判断を行うために、個人信用情報機関に照会しなければならない。

(個人信用情報機関への登録)

- 第12条 1. 与信業者は、与信業者相互の適正与信に資するため、加盟する個人信用情報機関に対して、本自主ルールに定める情報を登録しなければならない。
2. 上記の情報登録が完全に履行されるために、第28条(会員の照会・登録にかかわるモニタリング)に定めるモニタリング等を実施する。

第4章 その他

(個人信用情報の不正利用の禁止)

- 第13条 与信業者等は、正当な事業範囲を逸脱し個人信用情報を利用・提供し、情報主体の利益を害する行為をしてはならない。

(与信業者等としての広報・啓発活動等)

- 第14条 与信業者等は、クレジット取引の内容及び個人信用情報の利用・登録状況等についての理解を促がす広報・啓発活動を行うよう努めなければならない。

(与信業者等の教育・研修)

- 第15条 与信業者等は、第33条(自主ルールに関する教育・研修活動等)に基づき、与信業者等の役職員に対し、個人信用情報の目的外利用及び漏洩の防止等、個人信用情報の保護に資するための教育・研修活動等を実施するものとする。

第3部 個人情報情報機関に関する自主ルール

第1章 個人情報情報機関の運営のための措置

(個人情報情報機関の運営)

第16条 1. 個人情報情報機関(以下第3部において「機関」という。また、ここでの機関とは(株)シー・アイ・シーを前提とする。)は、関係法令を遵守しつつ、情報主体の個人情報情報の保護を図り、あわせて与信業者の適正与信に資するために、公正な業務運営を行うものとする。

2. 上記1.の目的を達成するため本自主ルールにおける業務運営に関する基本的事項を、機関の業務運営規則・業務運営細則等(以下「規則等」という)に定めるものとする。

(個人情報情報機関の構成員)

第17条 機関は、目的外利用及び漏洩の防止等、適正な個人情報情報の利用・登録に資するため、必要な構成員(以下「会員」という)の資格要件を定めるものとする。

(個人情報情報機関の加盟審査及び加盟後管理)

第18条 機関は、第17条(個人情報情報機関の構成員)の資格要件を踏まえて審査項目を定め、厳格に加盟審査及び加盟後管理を行うものとする。

(個人情報情報機関の教育・研修)

第19条 機関は、第33条(自主ルールに関する教育・研修活動等)に基づき、機関の役員員に対し、個人情報情報の目的外利用及び漏洩の防止等、個人情報情報の保護に資するための教育・研修活動等を実施するものとする。

第2章 個人情報情報保護のための措置

(収集範囲の制限)

第20条 1. 機関が収集する個人情報情報の範囲は、次の通りとする。

(1) 会員から情報を収集する場合は、販売信用取引等に係る与信判断及び与信管理のために必要となる最小限の情報とする。

(2) 一般に公開されている情報を収集する場合は、販売信用取引等に係る与信判断及び与信管理での利用業務の目的を達成するために必要となる最小限の情報とする。

2. 機関におけるハイリーセンシティブ情報の収集・蓄積は行わないものとする。

(提供の制限)

- 第21条 1. 機関が、会員に対し収集した個人情報を提供できるのは、会員の販売信用取引等に係る与信判断及び与信管理における利用のために必要な場合に限る。
2. 機関は、上記1.に定める場合のほか、以下に定める場合にのみ収集した情報を提供できる。
- (1) 提携する機関との情報交流に基づく提供を行う場合。
 - (2) 法律の定めに基づく裁判所等への提供を行う場合。

(預託等に関する措置)

- 第22条 1. 機関が、情報処理を委託する等のために個人信用情報を外部に預託する場合には、十分な管理体制を持っている者を選定し、当該受託者との契約により、管理者の指示の遵守、個人情報に関する秘密の保持、目的外利用の禁止、提供の禁止及び事故時の責任分担等を合意しておくものとする。
2. 機関は、個人情報当該受託者等から漏洩した場合は、その原因究明等に遅滞なく着手しその再発防止策を講ずるものとする。

(情報主体の権利確保(自己情報に関する開示・訂正・削除))

- 第23条 機関は、情報主体から自己の個人情報について開示等を求められた場合には、これに応じなければならない。

第3章 個人情報情報の適正管理

(個人情報情報の適正管理)

- 第24条 1. 機関は、登録された個人情報について、利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。
2. 機関は、収集した個人情報の漏洩等を防止し、個人信用情報を適正に管理するための社内規程を定め漏洩等の防止に努めるものとする。

(個人情報管理責任者の設置等)

- 第25条 機関は、本自主ルールの内容を厳格に運営するために、個人信用情報を適正に管理が行える責任者を設置することとする。また、当該管理責任者は本自主ルールの運用と責任の権限を持つとともに、機関内における個人情報保護の徹底を期するものとする。

(漏洩等の未然防止と早期発見のための体制整備)

- 第26条 機関は、漏洩等の未然防止への対処、並びに漏洩等の早期発見への対処を行うため、機関内における管理体制・責任体制の確立を図るものとする。

第4章 個人信用情報機関の適正な業務運営のための措置

(監査による情報保護の徹底)

第27条 機関は、機関に登録された個人信用情報の保護を図る為に第24条(個人信用情報の適正管理)に定める事項について、定期的に監査を受けること等により、情報処理の安全性の維持に努めるものとする。

第5章 個人信用情報の適正な利用・登録促進のための措置

(会員の照会・登録にかかわるモニタリング)

- 第28条
1. 機関は、会員が第4条(利用・提供の制限)及び第11条(個人信用情報機関への照会)並びに第12条(個人信用情報機関への登録)に定められた、機関への照会・登録の履行状況について、定期的にモニタリングを実施し、検証するものとする。
 2. 機関は、上記1.による検証の結果、不適切と判断した場合は、当該会員に対し改善指導・罰則適用等の措置を速やかに講ずる。
 3. 上記1.2.の結果については、定期的に自主ルール運営協議会に報告する。

第6章 その他

(個人信用情報機関としての広報・啓発活動等)

- 第29条
1. 機関は、個人信用情報の登録状況、会員の利用状況、消費者開示の状況等を定期的に公開するものとする。
 2. 機関は、消費者に対しパンフレット等の媒体を利用し、機関の役割及び個人信用情報に関する理解を高めるための啓発活動を行うものとする。

第4部 自主ルールの実効性確保

(自主ルール運営協議会の設置)

- 第30条
1. 本自主ルールの実効性を確保するために、その遵守状況等を支援し、監視する機関として、自主ルール運営協議会を設置する。
 2. 自主ルール運営協議会には、本会議のほか、その機能・役割を十分果たすために部会を設置する。

(自主ルール運営協議会に対する個人情報機関からの報告等)

- 第31条 1. 自主ルール運営協議会は、機関が本自主ルールに基づき策定されたコンプライアンス・プログラムによる個人情報保護措置の実施状況の確認のため、機関の個人情報保護措置に関する、第27条の運用指針1.2.の監査の結果報告を機関に求めるものとする。
2. 自主ルール運営協議会は、上記1.以外の本自主ルールの機関にかかわる条項に関連する内容については、機関に定期的報告を求めるものとする。
3. 自主ルール運営協議会は、機関におけるコンプライアンス・プログラムに基づいた個人情報の保有状況等について公開し、個人情報保護の徹底を期するものとする。
4. 機関は第36条(情報交流における保護措置)に関連する個人情報保護措置に関する運用状況について自主ルール運営協議会に報告するものとする。

(自主ルールの実効性確保のための措置)

- 第32条 自主ルール運営協議会は、本自主ルールを実効性あるものとするために、必要な措置を講ずるものとする。

(自主ルールに関する教育・研修活動等)

- 第33条 自主ルール運営協議会は、本自主ルールに関する与信業者等・機関の役職員を対象とした、教育・研修活動を実施する。

(消費者トラブル等の情報収集と対応)

- 第34条 1. 自主ルール運営協議会は、業界団体等の窓口で受け付けたトラブル事例等について情報収集を行うものとする。
2. 自主ルール運営協議会は、上記1.のトラブル事例等について、自主ルール運営協議会として問題があると判断した場合には、調査等を実施することができる。

(自主ルール運営協議会としての広報・啓発活動等)

- 第35条 自主ルール運営協議会は、自主ルールに関する広報・啓発活動等を実施する。

第5部 その他

(情報交流における保護措置)

- 第36条 1. 自主ルール運営協議会は、与信業者等が、与信申込者に対する適正な与信を行うために、当該与信業者等が加盟する機関を通じて、他の機関に加盟する与信業者の情報との情報交流を推進するものとする。

2. 与信業者が加盟する機関を通じて、他の機関の情報にアクセスする場合においても、本自主ルールの保護措置等の内容を遵守するものとする。

(苦情処理体制の整備)

- 第37条 1. 与信業者等及び機関は、個人信用情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
2. 与信業者等及び機関は、上記本文1.の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(自主ルールの改訂等)

- 第38条 本自主ルールの改訂については、必要に応じて自主ルール制定協議会が行うものとする。

附 則 (平成13年3月28日)

(実施時期)

- 第1条 本自主ルールは、平成13年3月28日に制定し、同日より実施するものとする。

(経過措置等)

- 第2条 本自主ルールのうち、次に掲げるものについては、引き続き詳細部分の検討を行う。
- (1) 第5条(情報主体からの同意の取得)
 - (2) 第7条(情報主体の権利確保)
 - (3) 第32条(自主ルールの実効性確保のための措置)
 - (4) 第33条(自主ルールに関する教育・研修活動)
 - (5) 第36条(情報交流における保護措置)
 - (6) その他、個人情報保護法制等の諸事情に関連して、訂正等が必要な場合については別途検討する。